

平成 21 年度 第 6 回 総務企画委員会 議事概要

H21 . 12 . 28 作成

H22 . 1 . 5 修正

日 時 : 平成 21 年 12 月 15 日 ( 火 ) 18:00 ~ 19 : 00

場 所 : 建築士会 会議室

出席者 : ( 委 員 長 ) 金 子 修 司  
( 副 委 員 長 ) 長 田 喜 樹  
( 委 員 ) 平 山 征 宏 渡 邊 一 郎 山 成 芳 直  
長谷川 行 彦 芝 京 子 齋 藤 龍 男  
山 根 三 郎  
( 臨 時 出 席 ) 藤 田 武 ( 会 長 )  
( 事 務 局 ) 岡 部 事 務 局 長 田 中 職 員  
欠席者 : ( 担 当 常 任 理 事 ) 村 島 正 章  
( 委 員 ) 石 井 明 菊 嶋 秀 生

報告事項(確認事項)

1 . 第 5 回総務企画委員会の議事録案の確認

概要

前回委員会議事録案を異議なく承認(前回同様、メーリングリストで事前送付済み)。

質疑応答

特になし

議題

2 . 賛助会員のイベントについて

概要

日程は建設会館 2 階講堂の空き状況及び他の士会活動に重ならない 3 月 20 日(土)又は 27 日(土)のどちらかで調整することとなった。 [付記]後日 3 月 27 日(土)午後と決定した。

内容については、A 委員だけではなく、賛助小委員会、事務局又防災委員会ともタイアップして詰めていくこととなった。 [付記]防災特別委員会にも協力をいただくこととなった。

A 委員より、資料 ((社)神奈川県建築士会 賛助会イベント 企画書(案)) について説明

- ・ 資料 は A 委員が作成し、B 委員が加筆したものである。
- ・ 講師のプロフィールが載った社報と講師の書籍が回覧された。

質疑応答

- ・ 講演会名称はどうやって決めたのか、また、仮題とされているが...

名称は講師の一番最近の出版物の名称からとった。決定ではない。

仮題となっている点については、どんなテーマがよいか、内容については今後すり合わせをした方がよいという意味を含めてである。

- ・主催者等の欄に賛助小委員会という記載を追加したが、これは会員への周知も兼ねてである。
- ・開催日及び開催時間はいつがよいか。

開催日については、賛助会員は企業が、また講師の仕事等も加味した上で平日の方がよいという意見と、参加しやすい点を考えた上で土日の方がよいという意見があった。

開催時間は午後が良い。以前武村講師が開催した講演会は、夕方からの開催で、講演会後に懇親会を行った。

一般会員を対象にするのであれば土曜日の午後がよいのではないか。
- ・講演の時間が1時間では短くないか。

前回の講演会では1時間で講演をしてもらった。
- ・講師との調整はついているか。

3月中の講演会ということで承諾を得ており、後は日程と時間の調整だけである。
- ・講師謝礼はどうするか、また、普段はいくらぐらい払っているか。

もらっている場合と、もらっていない場合があるようだが、今回は参加費を集めるため、A委員から講師に確認をとることとなった。

教育講習委員会の場合はだいたい2万円(手取り)でやっている。
- ・PRについて、士会メルマガとあるが、確かに動員力はあるがもう少し読みやすくした方がよいのではないか。
- ・内容について、A委員だけでなく、賛助小委員会と事務局で調整するほうがよいのではないか。

講演会の内容から考えると、防災特別委員会にも参加してもらったほうがよいのではないか。

賛助小委員会として第1回目の講演会となるので、ネットワークを大きく広げて実施すべきである。

日程は建設会館2階講堂の空き状況及び他の士会活動に重ならない3月20日(土)又は27日(土)のどちらかで調整することとなった。[付記]後日3月27日(土)午後と決定した。内容については、A委員だけではなく、賛助小委員会、事務局又防災委員会ともタイアップして詰めていくこととなった。[付記]防災特別委員会にも協力をいただくこととなった。

### 3. その他報告事項

#### (1) 新公益法人制度について

事務局長より、別添資料(公益法人関係資料)について説明

- ・資料2(公益認定・移行認可に係る内閣府答申(平成21年11月30日現在))について。

(社)日本下水道設備協会の答申では、(社)日本下水道管路管理業協会が公益と認定された展示会が、企業のPRになるとされて公益性を認められなかった。その結果「不認定」の第1号になっている。

- ・先に開催された関東甲信越ブロック事務局長会議において、連合会及び各都県単位の対応の方向を議論したが、公益法人を目指すところ、まずは一般法人とし後々公益法人を目指すところなど多様。支部の位置づけの工夫を検討しているところもあった。
- ・資料4(公益法人改革の対応について)は某財団法人の臨時理事会で配られたものであるが、まずは一般法人とし、後々公益法人を目指すようである。
- ・資料5について。

資料 P34 の「公益法人 Q & A」の答 3 に、名称の使用独占とあるとおり、支部が本会の完全統制下にないと、公益社団法人 県建築士会 × × 支部という表記は行えない。「公益社団法人」という頭書を外せば、県建築士会 × × 支部という表記も可能ではないかとの意見もあるが、現時点では不明である。

連合会のモデル定款では、第 35 条にのみ、支部長を支部で選出できる旨の記述が突然出てくるが、資料 p35 の「公益法人 Q&A」問 -1- の回答とは矛盾。総会で選出する旨定めないと認定が取れないのではという疑問があり、十分詰めた案なのか疑わしい。

- ・理事等の責任について、基本的には無限責任となるとすれば、今後の理事選挙での立候補者が出るかどうか不安である。

## (2) 不祥事に関する会員へのアピールについて

副委員長より資料 について説明

- ・情報広報委員会より、HP は間に合わないので、紙ベースでの周知を行ってもらいたいとのことだった。今回は何らかの周知をはかることを目的なので、そのように対応したい。

質疑応答

- ・「サロン」1月号への掲載でよいのではないか。
- ・某支部でも活動委員が集まり、ルール・マナー等を再確認している。

## (3) その他について

- ・平成 22 年 2 月 19 日(金)に神奈川県法務文書課による相談会に事務局(岡部局長・田中職員)が参加することとなった。

支部の扱いや個々の項目に対する公益性の判断等質問事項は今後検討する。

**次回は平成 22 年 1 月 19 日(火)午後 6 時からの開催です。**